ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例 (案)の縦覧

「ニセコ町まちづくり基本条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき公表し、意見を求める。

平成22年2月16日

ニセコ町長 片 山 健 也

記

1 改正する条例名 ニセコ町まちづくり基本条例(平成12年ニセコ町条例第45号)

2 改正の分類 一部改正

3 改正の条例 別紙(案)のとおり

4 改正の理由 まちづくり基本条例第57条の規定により、ニセコ町にふさわしい条例か

どうか検討した結果、改正する必要が生じていると判断したため

5 公表の期間等

縦覧の期間等 と き 平成22年2月16日(火)から平成22年2月25(木)まで

ところ ニセコ町役場企画課

意見の受付期間 と き 平成 22 年 2 月 16 日 (火)から平成 22 年 2 月 25 (木)まで

ところ ニセコ町役場企画課

6 提出された意見項目の公表等

と き 平成22年3月1日(火)

ところ ニセコ町企画課

本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町企画課経営企画係(〒048-1595 北海道ニセコ町富士見47番地)

担当:係長 山本契太 担当不在時:主任 斎藤徹 又は 課長 茶谷久登 電話:0136-44-2121 FAX:0136-44-3500 Eメール:kikaku@town.niseko.lg.jp

執務時間: 8時40分~17時15分(昼休みはありません)